

2022年11月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス マ サ ポ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 田 慎 三
(コード番号：9342 東証グロース市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 企 画 本 部 長 藤 井 裕 介
(TEL 050-1741-1119)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2022年11月25日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 150,000株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2022年12月9日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2022年12月28日(水曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2022年12月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、松井証券株式会社、マネックス証券株式会社、岡三証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2022年12月20日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2022年12月21日(水曜日)から
2022年12月26日(月曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2022年12月29日(木曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 大阪中央支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|---|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 140,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 大阪府豊中市
太田 卓利 | 140,000株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。 | |
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 43,500株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2022年12月20日（発行価格等決定日）に決定される。） |
| (2) 売 出 人 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | | |

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | | |
|--------------------------|---|---------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 43,500株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申 込 期 日 | 2023年1月27日（金曜日） | |
| (4) 払 込 期 日 | 2023年1月30日（月曜日） | |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2022年12月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 | |
| (6) 割 当 方 法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。 | |
| (7) 割 当 価 格 | 未定（上記1. における募集株式の引受価額と同一となる。） | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (9) 払 込 取 扱 場 所 株式会社みずほ銀行 大阪中央支店
- (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (12) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 150,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 140,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限43,500株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2022年12月13日(火曜日)から
2022年12月19日(月曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2022年12月20日(火曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2022年12月21日(水曜日)から
2022年12月26日(月曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2022年12月28日(水曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2022年12月29日(木曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が43,500株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社CABO DA ROCA(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式43,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2022年12月29日(上場日)から2023年1月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	2,211,700株
公募による新株式発行による増加株式数	150,000株
公募後の発行済株式総数	2,361,700株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	43,500株(最大)
増加後の発行済株式総数	2,405,200株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額98,880千円に、第三者割当増資の手取概算額上限30,415千円(※)と合わせた、手取概算額合計上限129,295千円については、ソフトウェア開発費用に充当する予定であります。具体的な資金使途及び充当予定時期は以下のとおりであります。

不動産管理会社と入居者のコミュニケーションをデジタル化する入居者向けアプリ「totono」について、チャット上で入居者が申請できる手続き等の種類の増加、入居者へのメッセージを一括で配信する機能の追加及び実際に利用する入居者のUI(ユーザーインターフェース)(注)1./UX(ユーザーエクスペリエンス)(注)2.の改良等の機能向上に関する開発を計画しております。これにより、当社サービスの認知拡大並びに入居者満足度の向上を図り、導入不動産管理会社数及びダウンロード数等を引き上げていきたいと考えております。

上記のアプリ開発に係る資金需要254,150千円(2023年9月期に87,750千円、2024年9月期に83,200千円、2025年9月期に83,200千円)のうち調達資金での充当額は129,295千円(2023年9月期に87,750千円、2024年9月期に41,545千円)を予定しております。

- (注)1. UIはUser Interface(ユーザー・インターフェース)の略で、Interfaceとは「接点」という意味を持ち、ユーザーと製品やサービスなどとの接触面のことを指します。ユーザーの目に触れる部分や使用する部分のことを言います。
2. UXはUser Experience(ユーザー・エクスペリエンス)の略で、Experienceとは「体験・経験」という意味を持ち、ユーザーが製品やサービスを通じて得る体験や経験のことを言います。

なお、上記調達資金は、実際の充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。
(※)有価証券届出書提出時における想定発行価格760円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。

(2) 内部留保資金の使途

成長過程にある現時点の当社においては、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えており、創業以来配当は行っておりません。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	5,588.08円	71.68円	△23.30円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	199.5%	△24.1%
純資産配当率	－%	－%	－%

(注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。

- 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。
- 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
- 自己資本当期純利益率は、当期純利益又は当期純損失(△)を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
- 2019年9月期の自己資本当期純利益率については、債務超過であるため記載しておりません。
- 当社は、2019年9月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。2019年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。また、2022年7月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2020年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
- 当社は、2019年9月26日付で普通株式1株につき100株、2022年7月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2019年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2019年9月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、仰星監査法人の監査を受けておりません。

	2019年9月期	2020年9月期	2021年9月期
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	55.88円	71.68円	△23.30円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である太田卓利、貸株人である株式会社CABO DA ROCA並びに当社株主である大東建託パートナーズ株式会社、太田玲、株式会社三好不動産、ENECHANGE株式会社、小田慎三、衣笠賢二、藤井裕介、森田団、室之園和也、野村陽一、永井文隆及び株式会社ビジュアルリサーチは、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2023年6月26日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメント

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

による売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるHamagin DG Innovation投資事業有限責任組合、株式会社DGベンチャーズ、NEXT ONE有限責任事業組合、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合及び地域とトモニ1号投資事業有限責任組合は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2023年3月28日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2023年6月26日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2022年11月25日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記180日間または90日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。